２．廃電気電子機器

2003年2月13日に施行した廃電気電子機器の回収とリサイクルを規定する2つの指令「廃電気電子機器指令案 2002/96/EC（WEEE）」と「電気電子機器有害物質の使用制限指令 2002/95/EC（RoHS）」に従い、EU 域内では 2005 年 8月13日から廃電気電子機器のリサイクルが開始された。ただ加盟国によっては、その時点までに EU 指令の国内法制化が終了せず、実質的な開始に遅れが出た国もある。また新加盟国については、リサイクル実施の開始が猶予された（２.３．項参照)。

WEEE 指令に準じた廃電気電子機器のリサイクルの開始に向け、欧州全域でリサイクル事業を展開する ERP（European Recycling Platform）などの組織も誕生した。ERP は、電気機器メーカーの Braun、Electrolux、HP、Sony が 2002 年 12 月に廃電気電子機器の回収、リサイクルで提携することで合意したことで発足した組織で、欧州全域で事業を展開する組織としては最初の組織となる（本社パリ)。欧州における廃電気電子機器のリサイクル市場の 15%をカバーするものと見られる。

RoHS指令は、2006年7月1日以降に上市される電気電子機器(対象はWEEE指令附属書 IA のカテゴリーのうち、8）と 9）を除いたもの）には、鉛とカドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB)、ポリ臭化ビフェニルエーテル（PBDE）が含まれていてはならないとしているが、その第 5 条(1)b)が技術上の問題がある場合や代替物質による環境と人体への影響が大きい場合、除外対象を追加することも認めている。これに基づき、EU 委員会はまずそのホームページで、関連業界などに対して除外対象の追加を 2005 年 2 月 11 日まで提案するよう求めていた。この除外対象の追加については、2005 年 3 月 16 日に審議が開始され、これまで 3 つの改正指令が成立している。

なお 2 つの指令では、WEEE 指令が政策を遂行するための立法を行うことを定める EU 条約 175 条を法的基盤にしているのに対して、RoHS 指令は域内市場における規制を統一するために加盟国の法規を調和させるための措置を定める EU 条約 95 条を法的基盤にしていることに留意する必要がある。そのため RoHS 指令では、国内法制化において独自の施策を講じる余地は加盟国にはほとんど与えられていない。

以下では、主に廃電気電子機器のリサイクルの実施に向けた各加盟国の動きと RoHS 指令の改正内容について記す。

２．１．2つの EU 指令の概要

２．１．１．WEEE 指令

１）製造コンセプト：

・製造業者は電気電子製品を解体、リサイクルしやすい構造としなければならない
２）回収：
・製造業者は単独ないし集団で一般家庭から排出される廃機器の回収システムを構築する
・販売業者は新製品と交換に、同機種ないし同程度の機種の使用済み中古品を無償で引取る
・一般家庭以外からの廃機器の回収は、製造業者ないしその受託者が行う
・2006 年末までに住民１人当たり年間平均最低４キログラムの廃製品を回収する。欧州委は 2008 年末までに新目標を提案する
３）前処理（有害物質の除去など）：
・製造業者ないしその受託者は単独ないし共同で最新技術を使った廃製品前処理施設を設置する
・施設は許可制とし、最低年１回検査を受ける
・前処理を EU 域外で行うことも認められる
・前処理施設は欧州環境監査システム（EMAS）の認証を受けるよう奨められる
４）リサイクル：
・リサイクル率は 2006 年末までに達成しなければならない
・大物家電製品と自動販売機のリサイクル率を最低 80%、部品や材料の再利用／材料リサイクル率を最低 75%とする（1 台毎の平均重量比）
・IT 機器、娯楽用電気機器のリサイクル率を最低 75%、部品や材料の再利用／材料リサイクル率を最低 65%とする（1 台毎の平均重量比）
・小物家電製品、電球、電気工具、電気式おもちゃ・スポーツ器具、医療機器、監視点検機器のリサイクル率を最低 70%、部品や材料の再利用／材料リサイクル率を最低 50%とする（1 台毎の平均重量比）
・蛍光灯の部品や材料の再利用／材料リサイクル率を最低 80%とする（重量比）
・製造業者ないし処理業者はリサイクルに関する記録を付けるよう義務付けられる
・欧州委は 2008 年末までに新目標を提案する
５）一般家庭から排出される廃製品のためのコスト負担：
・製造業者は遅くとも 2005 年 8 月 13 日から廃製品の回収、前処理、リサイクルのコストを負担する
・2005 年 8 月 13 日後に上市される新製品に対しては、製造業者が単独ないし集団で将来のリサイクルに対する責任を負う。そのため、製造業者は製品を上市する場合、リサイクル保険やリサイクルコストを特別口座に入れるなどしてリサイクルが保証されている旨を保証する必要がある。
・製品にはリサイクルコストがカバーされている旨を表示しなければならない

が、購買者にはリサイクルコストを分割表示する必要はない（リサイクルコストの消費者への転化を可能とした）。ただし、リサイクルコストは指令施行後最初の 8 年間分離表示してもよい
・2005 年 8 月 13 日前に上市されてしまっていた機器（ヒストリカル・ウエスト）のリサイクルコストは、すべての製造業者が分担して負担する。
６）一般家庭外から排出される廃機器のためのコスト負担：
・製造業者は 2005 年 8 月 13 日後に上市される新製品に対して、廃製品の引取り、前処理、リサイクルのコストを負担する。
・2005 年 8 月 13 日前に上市されてしまっていた機器（ヒストリカル・ウエスト）のリサイクルコストは、同等品が新たに納入される場合、製造業者が負担する。ただし、加盟国はコストの一部ないし全額をユーザ負担とすることもできる。一般家庭では使用されない専門用機器のコスト関は、ユーザ負担となる。
７）表示：
・2005 年 8 月 13 日後に上市される新製品には、一般家庭からのゴミと一緒に捨てられないようにするためのシンボルマーク（EU 指令附属書 IV に定める）が施される。
・2005 年 8 月 13 日後に上市される新製品には、それと識別できるよう表示する。
・一般家庭用製品の場合、指令施行後 8 年間（大物家電製品の場合は、10 年間）リサイクルコストを製品価格と別途表示してもよい。
８）検査：
・指令の実施状況は各加盟国によって定期的に検査され、違反者には必要に応じて制裁措置が講じられる
９）科学技術水準に合わせた調整：
・科学技術水準に合わせて対象機器や対象技術が調整される

なお、WEEE 指令附属書 IA/B で規定された指令の対象となる電気電子機器は以下の通り（ただし、交流 1000 ボルト、直流 1500 ボルト以下の定格電圧で使用するもの）。
１）大型家電機器：
冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、食器洗い機、電気コンロ、電子レンジ、電気ストーブ、クーラーなど
２）小型家電機器：
掃除機、ミシン、アイロン、トースター、コーヒーミル、電気かみそり、ドライヤー、目覚まし、はかりなど
３）IT 機器：
中央処理装置、大型コンピュータ、パソコン、プリンター、モニター、キーボード、マウス、ノートブック型パソコン、PDA、コピー機、電気タイ

プライタ、小型計算機、ファックス、電話器、携帯電話、留守番電話器など

４）娯楽用電気機器：
ラジオ、テレビ、ビデオカメラ、ビデオレコーダ、ステレオ装置、アンプ、電気式楽器など

５）照明器具：
電球、蛍光灯など

６）電気電子工具：
ドリル、のこぎり、研磨器、電気式ドライバー、溶接用工具、はんだ用工具、芝刈り機など

７）おもちゃ、スポーツ器具：
電気式鉄道モデル、ビデオゲーム機、自転車等の計器、電気式スポーツ器具、自動ゲーム機械など

８）医療機器：各種医療機器

９）監視点検計器：
サーモスタット、各種測定装置（家庭用、実験室用)、煙探知機、その他産業プラントの監視点検装置など

１０）自動販売機：現金自動支払機を含めた各種自動販売機

２．１．２．RoHS 指令の概要

2006 年 7 月 1 日から上市される電気電子機器（対象は WEEE 指令の対象となるカテゴリーのうち、8）と 9）を除いたもの。２．１．１．項参照）には、鉛とカドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB)、ポリ臭化ビフェニルエーテル（PBDE）が含まれていてはならない。ただし、以下の場合は除外される。

１）水銀：

・小型蛍光灯の場合：5 ミリグラム以下
・直管蛍光灯（一般的な利用目的）の場合：
10 ミリグラム以下のハロフォスファート
5 ミリグラム以下のトリフォスファート
8 ミリグラム以下のトリフォスファート（長寿命型）
・直管ネオン灯（一般的な利用目的）の場合
・その他の棒状蛍光灯の場合

２）鉛：

・ブラウン管、電子部品、蛍光管のガラスに含まれる場合
・合金に利用される場合：
鋼材の場合：0.35 重量％まで
アルミの場合：0.4 重量％まで

銅合金の場合：4 重量%まで
・はんだ用に利用される場合：
高溶融点のもの（鉛が 85%超のすず／鉛はんだ合金）
サーバー、ストレージ、ストレージアレイ（2010 年まで）
電気通信分野の中継、信号伝送、電送、ネットワーク管理用装置
セラミック型電子部品（圧電素子）
３）カドミウム：
・指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に準じて禁止された用途を除くカドミウム表面処理
４）六価クロム：
・吸収式冷蔵庫の炭素鋼冷却系の防腐材として利用される場合

２．２．従来の加盟国

WEEE 指令は上述したように、住民 1 人当りの最低回収量 4kg の目標達成期限を 2006 年末（第 5 条第 5 項第 1 文)、部品や材料、素材の再使用、リサイクル率に関する目標達成期限を同じく 2006 年末までとしている(第 7 条第 2 項)。しかしギリシアとアイルランドに対しては、地理的条件や消費状況、処理インフラの状況を配慮して、WEEE 指令は第 5 条第 5 項第 1 文と第 7 条第 2 項に規定されている目標達成期限を、2 年を上限として猶予することを認めている。

２．２．１．アイルランド

１）法制化：
WEEE 規則（340-2005）と RoHS 規則（341-2005)、廃棄物管理法の改正（290-2005）によって、法制化は 2005 年 7 月に終了した。
製品価格に処理料金を分離表示することは認められないが、2005 年 8 月 13 日前に市場に出ていた製品については（ヒストリカル・ウエスト)、2011 年 2 月 13 日まで処理料金を分離表示することが認められる（大物家電製品(上記カテゴリー1)に限り、2013 年 2 月 13 日まで)。
一般家庭からの廃製品は、自治体の回収施設で引き取り、そのコストは自治体が負担
する。販売業者は新製品の購入と引き換えに廃製品を引き取り、自治体の回収施設に無償で引き渡す。
２）RoHS 指令について：
2006 年 7 月 1 日以降、製造業者／輸入業者は RoHS 指令で禁止された有害物質が利用されていないことを確認する記録を保存することが義務付けられる。なお、RoHS 指令の実施については、環境保全庁（EPA）が全責任を負う。
３）登録：

産業界側で設置されたWEEE Register Society Ltd.で製造業者が行う。同組織は、独立の管理委員会として機能し、登録料を決定する。また、リサイクルに関する情報センターの機能も有し、市場シェアに応じた回収された廃製品の割り当て、リサイクル状況の調査なども行う。

登録は2005年7月20日まで実施され、それ以降は事業開始時点までに行わなければならない。なお、登録はB2BとB2Cで個別に行う必要があるほか、登録は毎年1月31日までに更新しなければならない（ただし、その時点で新登録後6ヶ月を越えている場合)。

４）回収・実施組織：

・WEEE Ireland（www.weeeireland.ie）：

大型冷蔵庫で40ユーロ、ガスランプで50セントの料金を徴収する。

・ERP（www.erp-recycling.org）：

電気機器メーカーのBraun、Electrolux、HP、Sonyが2002年12月に廃電気電子機器の回収、リサイクルで提携することで合意したことで発足した組織で、欧州全域で事業を展開する組織としては最初の組織となる（本社パリ)。欧州における廃電気電子機器のリサイクル市場の15%をカバーするものと見られる。

２．２．２．イギリス

１）法制化：

イギリス政府はまず2004年7月30日、WEEE指令とRoHS指令を法制化するための法案を提示し、同年10月29日までに法案に対する公衆からのコメントを受け付けていた（諮問期間)。ただ審議期間をさらに延ばすため、政府は法案を2005年後半に成立させることを決定していたが、WEEE指令の法制化が遅れている。そのため、WEEE指令に準じて廃電気電子機器の回収とリサイクルが実施されるのは、2006年6月頃からになると見込まれる。ただ、WEEE指令に規定された2006年末までに達成すべき住民1人当りの年間回収重量（4kg）は、達成可能と考えられている。

２）RoHS指令について：

RoHS指令はWEEE指令と異なり、2005年11月に法制化を終了しており、同指令で規定された有害物質の使用禁止事項は2006年7月1日から開始される。

３）登録：

登録は、地域毎に管轄官庁に行う。

・イングランド、ウェールズ：環境庁（www.environment-agency.gov.uk）

・スコットランド：スコットランド環境保全庁（SEPA）（www.spea.org.uk）

・北アイルランド：北アイルランド環境文化遺産サービス（NI EHS）（www.hesni.gov.uk）

製造業者の登録とリサイクル状況のデータ把握を行う機関として、当初製造

業者側は NHC（National Clearing House）の設置を提案していた。NHC は 1)政府の委託で製造業者／輸入業者の登録、2)回収場所一覧の管理、3)登録料の徴収と登録料の配給（特に、関連官庁のコストをカバーするため)、4)市場シェアに応じた回収廃製品の割り当て、5)リサイクル状況の調査、6)義務を履行しない業者の管轄当局への通知などの事務を行うとしていた。

しかし NHC の設置は見送られ、NHC の機能は貿易産業省と環境省で分担することになった。現在の計画では、貿易産業省が廃製品の割り当て、環境省が登録とリサイクル状況調査を担当する。

４）回収・実施組織：

Exel、Onyx、Valpak、Wastepackなどの既存の処理業者が仮の実施システムを確立したほか、製造業者などによってREPIC Limited（www.repic.co.uk)、Sustainalite/Lumicon（www.sustainalite.co.uk）、B2B Compliance（www.b2bcompliance.org.uk）などの組織が設置された。

２．２．３．イタリア

１）法制化：

2003 年 11 月 30 に施行した EU 法は、政府が国内で法制化すべき EU 指令として WEEE 指令と RoHS 指令を挙げていた。2 つの指令を法制化するための命令が 2005 年 7 月 25 日に、首相をはじめとした関係大臣によって署名されて成立、命令は 2005 年 8 月 13 日に施行した。中央登録、コスト負担、資金保証などに関する詳細規定は、2006 年 2 月とされている。

WEEE 指令に規定された住民 1 人当たりの年間回収重量（4kg）は、2006 年末まででではなく、2 年間猶予され 2008 年末までに達成する。

自治体は、照明器具（上記製品カテゴリー5）を除く廃製品の分別回収に責任を負い、回収された廃製品の搬送とリサイクルは 2006 年 8 月 13 日以降、製造業者の責任となる。

2005 年 8 月 13 日前に市場に出ていた製品については（ヒストリカル・ウエスト）のコストは、製造業者が負担する。さらに、それ以降に上市される製品についても、WEEE 指令第 11 条（2）で規定された欧州統一製造業者識別システムが確立されるまで（ただし 2007 年 8 月 13 日までを限度とする)、これらの製品によって発生するコストはヒストリカル・ウエスト扱いとされる。

製造業者には、販売業者に対して製品価格に処理料金を分離表示することを認められるが、その場合、販売業者はその処理料金をそのまま消費者に提示することを義務付けられる。

２）RoHS 指令について：

RoHS 指令に準じて、実施される。

３）登録：

登録とリサイクル状況を監督する WEEE 管理委員会が、関連大臣と地域政府

の代表によって設置される。
製造業者は、環境省管轄の中央組織に登録することになる見込みで、登録期限は 2006 年 5 月になるものと見られる。ただし、製造業者が直接登録するのではなく、製造業者の地元の商工会議所が当該製造業者の詳細データを通知する。さらに登録時には、製造業者は課せられた義務を遂行する実施システムに関するデータを提示することが義務付けられる。
４）回収・実施組織：
電気電子産業団体の ANIE は、製品カテゴリー毎に回収・実施組織を設立ことを計画している。すでに
・Ecolamp
・Ecolight
・Ecodom
2004 年 11 月に主に大物製品の製造業者によって設立された非営利組織で、製造業者に対して処理料金の分離表示を求めることになる模様。
・Re.Media（IT 機器）
が設置された。さらに、小物を取り扱う組織とエアコンを折り扱う組織が設立される計画である。
その他、以下の組織がある。
・ecoR'it：
事務機器製造業者の団体 Ecoqual'It によって 2005 年 3 月に設立された非営利組織。上記製品カテゴリー3 の廃製品を取り扱う。元々は、トナーの廃カートリッジなどを回収する組織として 94 年に設置された。
・ERP：
ERP は 2004 年 11 月、廃電気電子製品の回収、リサイクルでイタリア市場に進出すると発表した。照明器具（上記製品カテゴリー5）以外の廃製品を取り扱う。事業では、地元の処理業者と提携する。

２．２．４．オーストリア
１）法制化：
WEEE 指令と RoHS 指令は、廃棄物経済法の改正（2004 年 12 月 20 日)、電気電子製品命令（2005 年 4 月 18 日)、照明器具命令、冷却器命令（いずれも 2005 年 8 月 13 日)、廃棄物処理義務命令（2004 年 12 月 3 日）によって法制化された。
なお廃棄物処理義務命令は、廃電気電子製品ばかりでなく、電池や蓄電池、ワニス、塗料、溶剤、医療廃棄物、混合残留物、PCB 含有廃棄物にも適用される。特に同命令は、WEEE 指令の第 6 条と附属書 III の規定を法制化した。
回収は、EU 指令の製品カテゴリーではなく、5 つの処理カテゴリー（茶色製品、青色製品、モニター付き製品、小物製品／ランプ）に分けて実施される。

自治体の施設が回収場所として利用されるが、製造業者はそれに対して、年間一定のコスト負担をしなければならない。さらに製造業者には、99 の地域毎に最低ひとつの回収センターを設置し、販売業者、消費者、自治体処理業者から廃製品を無償で引き取ることが義務付けられる。消費者は 2005 年 8 月 13 日から、自治体の回収場所や製造業者の回収センターに廃製品を引き渡すことができる。

処理料金の分離表示は、オプションとして認められるが、義務付けられない。

２）RoHS 指令について：

電気電子製品命令で規定されており、RoHS 指令に準じる。

３）登録：

登録は、環境省の下級官庁である環境庁で行われ（www.abfallregister.at)、2005 年 9 月 30 日までに登録しなければならない。さらに、共同の実施組織に加入する場合は、2005 年 8 月 13 日までに実施組織への加入が義務付けられ、共同組織を通して登録する。

2005 年 8 月 12 日以降オーストリア市場に新規参入する業者は、事業開始後 1 ヶ月以内に登録する必要がある。

さらに情報センターとして、関連業界とオーストリア商工会議所は 2005 年 7 月、オーストリア廃電気電子機器調整協会を設立、環境省によって 2005 年 8 月に承認された。同協会は最高 10 年間、非営利組織として活動する。

４） 回収・実施組織 ：

回収・リサイクルを実施する機関としては、すでにランプを回収、リサイクルするランプ環境フォーラム（UMF）と、一般家庭から冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなどを回収する家庭環境フォーラム（UFH）がすでに設置されている。そのうち、UFH が登録も含め、WEEE 指令のカテゴリーに属する廃製品の回収、リサイクルを実施する（www.uhf.at)。UFH はそのため、2005 年前半に照明器具を取り扱う子会社とその他の廃製品を取り扱う子会社を設立した。

その他、以下の組織がある。

・ERA（オーストリア電気リサイクル社)：

電気電子製品の販売業者である Conrad Electronic 社と Niedermeyer 社によって非営利組織として設立され、2005 年 8 月に実施組織として認定された。

・EVA（古材回収リサイクル社)：

ドイツの処理業者 Interseroh 社の子会社で、元々は容器包装廃棄物の回収・リサイクル業者。2005 年 8 月に実施組織として認定され、B2C、B2B 向けにすべての製品カテゴリーの廃機器の回収、リサイクルを行うほか、独自に回収とリサイクルを実施する企業向けにも回収・リサイクルサービスを提供する。

・ERP：

製品カテゴリー5 の照明器具を除く廃機器を取り扱う。

２．２．５．オランダ

１）法制化：

2004 年 7 月に、WEEE 管理規則（EU の WEEE 指令）と WEEE 管理命令（EU の RoHS 指令）が成立した。いずれも、2005 年 1 月 1 日に施行したが、照明器具だけに関しては 2005 年 8 月 13 日からの施行。適用範囲は EU 指令に準じる。

したがって、製造業者のコスト負担義務は、2005 年 1 月 1 日（照明器具だけに関しては 2005 年 8 月 13 日）から開始された。

一般消費者、販売業者向けに、自治体（自治体連合も含む）が管轄地域内に最低 1 か所の回収施設を設置する。引取は「少なくとも」無償との表現が使用されている。

製造業者は独自に、一般家庭からの廃製品の引取りシステムを確立することができる。B2B に関しては、製造業者は遅くとも 2005 年 8 月 13 日までに、自社製品の分別回収を独自に実施できる状況になっていなければならない。

リサイクル率の目標は、新しい規則は既存の国内法規をベースにしているので、EU 指令が規定する 2006 年末ではなく、2005 年 1 月 1 日に達成されていなければならない。

製品には、分別回収のシンボルマーク、製造業者の表示、2005 年 8 月 13 日以降に上市されたことの表示が施されなければならない。分別回収のシンボルマークに限り、製品への表示ができない場合、包装や取扱説明書、保証書に表示することが認められる。

２）RoHS 指令について：

EU 指令に準じ、2006 年 1 月 1 日から有害物質の使用制限が開始される。

３）登録：

中央登録は住宅都市計画環境省の管轄だが、共同組織に加入する限り、以下の NVMP（www.nvmp.nl）と ICT Milieu（www.ictmilieu.nl）に登録すればよい。登録期間は 2004 年 7 月 1 日から 2005 年 8 月 13 日まで。なお、共同組織に加入すれば、資金保証は要求されない。

４）回収・実施組織：

オランダは、欧州では最も早くから廃電気電子機器の無償引取りとリサイクルに取り組んでおり、すでに 3 つのシステムが確立されている。ａ）NVMP システム、ｂ）ICT Milieu 機構、ｃ）Stichting Lightrec である。

ａ）NVMP システム：

2000 年 1 月に始動したシステムで、１）白物、２）茶物、３）エアコン、換気装置、４）電気工具、５）金属・電気製品の 5 つの処理組織で構成される。システムの資金は、ヒストリカル・ウエストを含むすべての廃製品の処理コストをカバーする処理税によって調達される。そのため製造業者は、上市する製品数を通知するとともに、こうしたデータを管理する独立機関の運営コストを

共同負担する。ただし回収コストは、製造業者／輸入業者から販売業者に請求され、販売業者が最終的に新製品に上乗せして消費者から徴収する。

製品に課せられる料金は現在、1 ユーロ（コーヒーメーカー、掃除機など）から 17 ユーロ（冷蔵庫、冷凍庫など）とである（付加価値税（VAT）を含む）。なお、電子レンジ、ドライヤー、ひげそり、ビデオプレーヤーなどの多くの小物製品には、料金は徴収されない。

同システムに加入する販売業者には、新製品の購入時に同等の廃製品を無償で引取ることが義務付けられている。

ｂ）ICT Milieu 機構：

IT 機器、事務機器、通信機器の処理を行う。160 の製造業者、輸入業者によって設立された。製品毎に料金は徴収されず、機構に参加する業者が実際のリサイクルコストに応じて、そのコストを負担する。販売業者が廃製品を引取り、製造業者は処理業者までの輸送費を負担する。処理業者は、廃製品の量と質を記録して、製造業者が負担するべきコストを計算する。

製造業者は製品の種類毎に、上市した製品の総重量を経営監査会社 Cap Gemini Ernst and Young に通知し、同社は業者毎に負担すべき料金を換算、徴収し、それを各処理業者に配給する。なお製造業者、輸入業者は、廃製品の処理後に月毎に料金を支払う。現在の料金は、5kg のプリンターで約 2.75 ユーロ、30kg のパソコンで 15 ユーロである。

ｃ）Stichting Lightrec：

Philips や SLI Benelux、Cooper Menvier などの企業によって、照明器具の処理に関する規制が施行するのに備えて、2003 年 12 月に設置された。ただし、実際の廃製品の回収とリサイクルは、前述の NVMP によって行われる。

２．２．６．ギリシア

１）法制化の状況：

2004 年 3 月に 2 つの EU 指令に準じた命令が成立し、すでに施行した。WEEE 指令の附属書 IA と IB、II、III は、そのまま準用された。

命令は容器包装廃棄物にも適用されるが、製造業者ないしその代理人は全国容器包装廃棄物等新管理協会（EOEDSAP）から廃棄物管理に関して認証（PED）を受けなければならない。

自治体が回収場所を設置するが、廃電気電子機器は他の廃棄物と一緒に回収されてはいけない。

一般家庭からの廃製品に関しては、新製品とヒストリカル・ウエストの区別はない。製造業者はその市場シェアに応じて、実施組織に対して資金を負担する。なお、製造業者が市場シェア分に関して、独自の実施システムを確立することも可能。

２）RoHS 指令について：

RoHS 指令が 1：1 で法制化された。

３）登録：

環境計画公共事業省（www.minenv.gr）が製造業者、実施組織の登録のほか、製品の市場流通データ、廃製品の回収・リサイクル・処理、輸出に関するデータなど実施状況に関する情報収集を行う。

製造業者（輸入業者を含む）は、2005 年 12 月 31 日までに登録しなければならない。

４）回収・実施組織：

全国組織 Recycling of Appliances S.A.（www.electrocycle.gr）が設置され、2004 年 7 月 1 日から運用されている。組織の資金は 2004 年末まですべての機種に一律 1 トン当たり 50 ユーロ徴収されていたが、2005 年からは、機種に応じて製造業者の市場シェア（主に重量ベース）に応じた料金が徴収されている。

なお、実施組織は島や過疎地での回収を保証しなければならないほか、前述の EOEDSAP の認証（6 年間有効）を受ける必要がある。

２．２．７．スウェーデン

スウェーデンでは、廃電気電子機器の無償引取りとリサイクルが 2001 年 7 月から開始されている。スウェーデンのシステムは、自治体と関連業界の協力をベースとするもので、自治体は廃電気電子機器の回収に責任を負い、回収した機器は関連業界団体によって設立された民営会社 El-Kretsen に引き渡される。さらに、El-Kretsen と自治体の共同システムとして EL-Retur が設置され、広報活動などが行われている。

１）法制化：

2 つの EU 指令を法制化するための命令案が、2004 年 5 月に提示され、一部修正後 2005 年 4 月 14 日に成立した。

スウェーデンでは前述したように、すでに廃電気電子機器の回収、リサイクルが機能していることから、法制化の中心は登録システムの導入と資金保証の問題であった。さらに、これまで対象となっていなかった一般家庭からの電球や照明具等も対象に加えられた。

資金保証は、独自に回収、リサイクルを実施する場合にだけ要求される。

製造業者（輸入業者を含む）は新製品にリサイクル料金を上乗せするが、リサイクル料金は製品価格と分離表示されてはならない。製品には「ELRETUR/El-Kresen 加入」などの表示があればよい。

２）RoHS 指令について：

RoHS 指令に準じる。

３）登録：

登録は環境省（www.internat.environ.se）に行う。現地の製造業者（輸入業者を含む）のほか、他国への輸出業者も登録が必要。

登録は 2006 年はじめに開始され、期限は設定されない模様。
４）回収・実施組織：
既存の組織 El-Kretsen（www.el-kretsen.se）が継続される。実際には、自治体が廃製品の回収を行い、そのコストを負担する。処理コストは、各製造業者がその売上と製品種類に応じて分担負担している。
すでに、一般家庭からの廃製品には 600 超の回収場所、それ以外からの廃製品には 250 の回収場所が設置されている。

２．２．８．スペイン
１）法制化：
2 つの EU 指令を法制化する命令（208/2005）が 2005 年 2 月 25 日に成立した。
人口 5000 人超の自治体は、一般家庭からの廃製品の分別回収を義務付けられる。それ以下の自治体は、独自のシステムによって回収を行う。
一般家庭以外からの廃製品については、製造業者が分別回収システムを確立して、処理施設への輸送を請け負う。自治体は、製造業者との合意があれば、製造業者のコスト負担で一般家庭以外からの廃製品を回収することも可能。
2005 年 8 月 13 日以前に流通していた製品（ヒストリカル・ウエスト）の場合は、一般家庭からの廃製品に対しては、製造業者がその市場シェアに応じて、回収と処理コストを負担する。
資金保証は、独自に回収、リサイクルを実施する場合にだけ要求される。
2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品については、製造業者名、加入実施組織名、製品の上市期日の表示が求められる。
２）RoHS 指令について：
RoHS 指令に準じる。
３）登録：
詳細はまだ決定されていないが、製造業者を登録する公共の産業機構が設置される模様。登録は、製造業者の本社のある自治体の管轄当局と一緒に行なわなくてはならない。これは、製造者に処理データを管轄の当局に提出することを義務付けているからで、処理データは管轄当局を通して中央登録機関に提出される。
４）回収・実施組織：
回収・実施組織は、自治体から認可（5 年間有効）を得る必要がある。認可された組織は、そのカバー地域、関連施設の住所、資金調達、営利／非営利、予想回収率、モニタリング方法などのデータと一緒に公示される。
これまで、以下の組織が設置された。
・Tragamovil：携帯電話を取り扱う。
・Ecofimatica：

キャノン、ゼロックス、ミノルタ、オキ、シャープ、パナソニック、オリベッティ、HP、フィリップスのコピー機関連企業によって設置。

・ECOASIMELEC：関連電気電子産業団体の支援で設置。

・ECOTIC：消費者向け電気製品を取り扱う。

・ECOLEC：一般家庭からの回収。

・AMBILAMP：電球、照明器具を取り扱う。

・ERP

・SIG Lamparas：

電球、照明器具を取り扱う。GE Lighting、Osram、Philips、Sylvania によって設置。

２．２．９．デンマーク

１）法制化：

製造者責任は、2005 年 5 月の廃棄物法の改正で規定された。WEEE 指令に準じた廃棄物管理は、2005 年 6 月 27 日の行政規則（664）によって規定され、それに基づく廃製品の回収、リサイクルは 2006 年 4 月 1 日から開始される。そのため、2006 年 4 月 1 日以前に上市していた製品がヒストリカル・ウエストとなり、ヒストリカル・ウエストの回収、処理コストは、製造業者（輸入業者を含む）がその市場シェアに応じて負担する。

B2C 製品の回収は、自治体の責任で行われるが、自治体の回収、処理施設の利用が、一般家庭とそれ以外の最終ユーザに義務付けられる。一般消費者は、廃製品を販売業者に無償で引き渡し、販売業者はそれを自治体業者に引き渡す。廃製品が一般家庭からのものであることが証明されれば、廃製品は無償で引取られる。

それに伴い、これまで廃電気電子機器の回収、処理を規定していた 1998 年の命令は、2006 年 4 月 1 日に失効する。

なお製品表示は、デンマーク／欧州規格 DS/EN50419 にしたがって行わなければならない。

２）RoHS 指令について：

2004 年 10 月 12 日の行政規則（1008）で法制化。ほぼ RoHS 指令に一致。

３）登録：

WEEE Syatem（www.weee-system.dk）に行う。製造業者、輸入業者、販売業者は 2006 年 1 月 1 日までに登録するか、製品を上市する 14 日前までに登録しなければならない。登録料は、製品カテゴリー毎に 1 社当たり 3000 デンマーククローネ。

４）回収・実施組織：

デンマーク工業会と消費者向け電気製品協会 BFE が EPA Elretur Denmark（www.elretur.dk）を設立、2006 年 4 月 1 日から事業を開始する。同組織は

B2C、B2B の両製品を取り扱う。

２．２．１０．ドイツ

１）法制化：

2 つの EU 指令を法制化するための電気電子機器法が 2005 年 1 月 20 日に連邦議会（下院）で、2005 年 2 月 18 日に上院の連邦参議院で可決された。

適用範囲、定義は WEEE 指令に準じる。その他、RoHS 指令の有害物質使用禁止条項と特定の利用を目的とした例外条項を盛り込んでいる。

2006 年から住民 1 人当りの回収量最低 4kg が目標として設定された。この目標値は自治体毎ではなく、分別回収をベースとした全国平均値で換算される。

一般家庭からの廃製品は、消費者が自治体施設に引き渡すことになる。自治体施設に引取りを依頼することもできるが、その場合自治体側は料金を請求することができる。自治体施設は、回収した廃製品を

1)大型家電製品、自動販売機
2)冷蔵庫
3)情報通信機器、ステレオなどのオーディオ娯楽機器
4)テレビ、モニター
5)水銀灯
6)小物家電製品、照明器具、電気電子工具、医療機器、おもちゃ、スポーツ・レジャー器具、計装機器

に分類して分別する。これらのコストは、廃棄物処理料金として自治体住民に請求されることになる。

自治体施設は、回収された廃製品が一定の最低量（前述 1）-4)のもの 30 立法メートル、前述の 5)のもの 3 立法メートル、前述 6)のもの 15 立法メートル）に達すると、中央調整機関である EAR（下述）にその旨を通知する。EAR はそれを中央登録機関（下述）に連絡し、EAR は製造業者／輸入業者ないしその委託業者に廃製品の引取りを要求する。なお回収容器は、製造業者によって自治体側に提供される。

回収された廃製品の所有権はまず自治体に移行し、自治体施設は回収した廃製品から再利用できる資源を回収できる。この場合、製造業者はその後の処理を義務付けられない。この条項は自治体側の要望で入れられたもので、自治体側は、廃製品を社会施設で再使用したり、処理を障害者などに委託することで、障害者のための雇用（8000 人から 1 万人）を創出することを考えている。この点について経済界は、廃製品の発生量が経済界に確定できなくなると同時に、自治体によるリサイクル・ビジネスを促進するものだとして反対している。

なお製造業者、販売業者は、廃製品を一般家庭から直接引取ることも可能。

2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品には、処理コストの分離表示は認められない。そのため、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品にはその旨の表

示が施されなければならない。それ以前に流通している製品（ヒストリカル・ウエスト）に対しては、製品カテゴリー1（大物家電）の製品に限り、2013 年 2 月 13 日まで処理コストの分離表示が認められ、その他の製品には 2011 年 2 月 13 日まで認められる。

なお、EU 指令に規定されたシンボルなどの表示は、2006 年 4 年 24 日から義務付けられる。

２）RoHS 指令について：

製品カテゴリー8（医療機器）と 9（計装機器）は、禁止条項から除外される。

３）登録：

登録と情報管理は、製造業者／輸入業者は環境省の下級官庁である環境庁が管轄するが、環境庁はその事務を 2005 年 7 月 6 日の文書で廃電気電子機器登録財団（EAR）に委託した。

廃電気電子機器登録財団（EAR）は、情報通信機器産業団体（BITKOM）と電気電子機器産業団体（ZVEI）が EU 指令に対処するため、まず 2003 年 6 月にプロジェクトの形で設置した組織で、2004 年 8 月に 27 の企業と BITKOM、光学機器産業団体、ZVEI が関連業界から 550 万ユーロの資金を得て財団化したもので、2005 年 7 月 25 日から登録を開始した。ドイツから直接他の EU 加盟国のユーザに製品を納入する業者も、ドイツで登録することが求められる。

登録した製造業者／輸入業者は、上市した電気電子製品量（製品グループ別、一般家庭／一般家庭以外別、月毎）、自治体から回収した量／独自に回収した量（製品グループ別、毎年）、再使用量、リサイクル量、輸出量（毎年）を EAR に通知する（重量単位、必要に応じ台数単位）。

EAR は、どの製造業者／輸入業者がどれだけの量を自治体施設から引取るべきかを計算するデータを提供する。計算は各製造業者／輸入業者の市場シェアをベースとし、所定の方程式で年毎に計算される。つまり、製造業者／輸入業者は市場シェアに応じて処理コストを負担することになるが、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品に関しては、製造業者／輸入業者が廃製品全体における自社製品のシェアを証明できれば、製造業者／輸入業者は中央登録機関に対して廃製品におけるシェアで処理コストを計算するよう申請することができる。

なお EAR は、直接に回収・処理業者と業務委託契約を締結したり、仲介してはならない。

登録に際し、製造業者（輸入業者を含む）は、保険証書や銀行保証などの形で回収・処理コストの資金保証を提示しなければならない。こうした保証を行う機関として、以下がある。

・オランダのフィリップスは、製品カテゴリー5（照明器具）を対象に保証を行う。保証事務はその他、製品カテゴリー2、4、6 にも拡大する予定で、カテゴリー3 にも拡大することを検討している。

・情報通信機器産業団体（BITKOM）が保険会社と協力して行う保証（GSA＝

GarantieSystemAltgeraet）を提供、すべての製品カテゴリーに適用される。EAR は、GSA を 2005 年 9 月 21 日に認可した。

・電気電子機器産業団体（ZVEI）による ZVEI-Trust and Guaratee Agreement は、現在 ZVEI 会員だけに提供されているサービスで、金融機関と保証に関して合意できるまで ZVEI が保証を肩代わりするもので、2005 年 10 月 6 日に認可された。

なおドイツでは、登録は 2005 年 11 月 24 日までに行うよう求められた。

４）回収・実施組織：

廃製品の回収、処理の実施は、主に以下のような形で行われる。

(1) 大手企業の場合、企業同士で共同組織を設置する。
(2) 中小企業の場合、回収、処理サービスを提供する業者に委託する。
(3) 実際には回収、処理を行わないサービス提供会社が地域の処理業者と提携する。
(4) 地域の処理業者が独自に実施する。

共同で設置された共同組織には、以下がある。

・ProReturn：製造メーカの Loewe、フィリップス、シャープが 2005 年 8 月 1 日に設立。回収処理業者と提携して回収だけを行う。

・EcologyNet（ENE）：パナソニックが JVC、Thomson と協力して 2004 年 6 月に開発した構想で、回収処理業者をコーディネートする。2005 年 4 月 1 日にパナソニックの子会社として発足。

・ERP：前述の説明参照。

・電球に関しては、回収場所から処理業者への輸送を調整する Lightcycle Retourlogistik und Servic GmbH があるほか、製造メーカが共同で設置した組織が 2 社見られる。

その他、たとえば以下の既存処理サービス業者が、廃製品の回収、処理を行うとしている。

・ALBA AG：全国ベースの処理業者
・DSD AG：容器包装廃棄物の回収、処理、グリーン・ドットの中央組織
・DHL Solutions
・e-back　GmbH
・EGR　GmbH：通信販売の Quelle が処理業者と設立
・Entec Umwelttechnik GmbH：中小企業向け
・Flieg Cleanaway GmbH：大手処理業者のひとつ
・Hellmann Process-Management：リサイクル専門
・Interseroh AG：大手処理業者のひとつ
・Landbell AG：容器包装廃棄物の回収、処理
・Pape Entsorgung：廃電気電子機器専門処理業者
・Remondis：欧州全域で廃電気電子機器の回収を実施

・TechProtect：欧州リサイクルネットワーク（RENE）のコーディネート
・Take-E-Way：ハンブルクを中心に中小輸入業者向けにサービスを提供
・VfW AG：大手処理業者のひとつ（たとえば、ワンウェイ容器の回収、処理）
・Zentek：中小処理業者の共同組織体

なおドイツでは、カルテル上の問題から 1 つの組織が 1 つの製品カテゴリーにおいて 25%超のシェアを占めてはいけない。

２．２．１１．フィンランド

１）法制化：

1993 年の廃棄物法を補足する法律 452/2004 が 2004 年 6 月 4 日に成立、WEEE 指令を法制化する電気電子機器令（852/2004）と RoHS 指令を法制化する命令は 2004 年 9 月 9 日に成立した 。

EU 指令が規定する住民 1 人当たりの最低回収重量 4kg とは関係なく、回収できる廃製品はすべて回収される（ただし、その他の廃棄物とは混合してはならない)。

一般家庭からの廃製品の場合、販売業者は新製品の購入時に、廃製品を無償で引取るか、回収場所に関する情報を提供しなければならない。製造業者は、消費者が引き渡しできるようにするため、廃製品の回収ネットワークを構築しなければならない。

なお共同組織に加入しておれば、処理義務を履行することが証明されたとみなされる。

２）RoHS 指令について：

EU 指令の条文がほぼそのまま採用された。

３）登録：

地域環境センターPirkanmaa（www.ymparisto.fi）に 2005 年 5 月 15 日まで行う。ただし、フィンランドで登記された製造業者（Y コードを所有するもの）に制限される。共同組織に加入しておれば、別途登録する必要はない。共同組織に加入しない業者は、2005 年 2 月末までに Pirkanmaa に通知しなければならない。

登録料は、企業の場合（主に B2B）390 ユーロ、共同組織の場合 1400 ユーロ。

処理データも、登録組織に提示する。

４）回収・実施組織：

・Serty Oy：

一般家庭からのすべての廃製品（主に白物、茶物）を回収する共同組織として、SER-TUOTTAJAYHTEISÖ（電気電子機器製造業者組合、略称 Serty）が設置された。大物製品の 50-60%、小物製品と消費者向け製品の 70-80%を回収している。

・Elker Oy：

製造業者の共同統合組織で、一般家庭からのすべての廃製品を取り扱うほか、加入企業に代わって登録、処理データの提出も行う。

・FILP Ry：電球、照明器具の製造業者によって設置

・ICT producer Cooperative：電気通信機器の製造業者向け

・Selt Ry：照明機器、暖房器、産業向け電気機器の製造業者と販売業者向け

２．２．１２．フランス

１）法制化：

WEEE 指令と RoHS 指令の基本原則を定める命令（2005-829）が、2005 年 7 月 22 日に公布された。命令は、回収義務、個人・共同組織の認可、B2C 製品のための資金調達などを規定している。

個人・共同組織に関する詳細要求、中央管理組織、処理コストの表示、登録などは、まだ省令で規定されなければならない。ただ製品に対する表示（シンボルを含む）は、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品には、2005 年 8 月 13 日から施されていなければならない。

製造業者は分別回収システムを設置するか、自治体によって分別回収する場合は、そのコストを負担する。まずそのコスト負担の実態を検証するため、中央組織が自治体と回収組織に試験運用を依頼することになる模様。

処理コストの分離表示は、2011 年 2 月 13 日まで認められる。なお、分離表示が 2013 年 2 月 13 日まで認められる製品カテゴリーは今後省令で規定される。処理コストは請求書に表示され、その額はサプライチェーンでそのまま下流業者に引き渡される。

２）RoHS 指令について：

適用範囲、定義、有害物質使用禁止条項は EU 指令に準じるが、詳細規定は今後省令で規定される。EU 指令通り、2006 年 7 月 1 日から開始される予定。

３）登録：

廃電池の回収、処理データを把握する環境庁下の Observatoire のように、環境庁 ADEME 下に中央登録機関が設置される（www.ademe.fr）。当初は流通・販売業者の登録も想定されていたが、最終的には取り止めになった。登録の開始は、2006 年 6 月になる見込み。

共同組織に加入すれば、共同組織が登録を代行する。また、共同組織に加入すれば、資金保証は必要ない。

４）回収・実施組織：

たくさんの組織が共同組織の設置に関心を示しているが、最終的には 6-8 組織しか認可されないと見られている。共同組織が運用を開始するのは、2006 年前半になる模様。

・Eco Systemes：

大物家電製造者団体が販売業者団体と消費者向け電気製品製造者団体と共同

で、製品カテゴリー1 と 4 を取り扱う組織として 2005 年初期に組織の設置準備を開始した。容器包装の回収処理組織 Eco-Emballages と提携することも検討されている模様。

・ERP France：

製品カテゴリー5 を除く、すべての製品を取り扱う。

・ECO-Logic：

電気通信機器、IT 機器の業界団体 TICS が製品カテゴリー3 を取り扱う組織を設置する準備をしている。

・Recylum：

2005 年 5 月に、大手電球メーカー数社によって設立された。非営利組織である。

・ELEN Association：

電気機器、制御機器の業界団体 Gimelec のイニシアチブで、関連製造業者と関連業界団体によって設置された。

・Conibi：

事務機器製造業者向けに、事務機器の回収を目的に 1997 年に設立された。

・Recy'stem Pro

リサイクル専門業者によって 2004 年 1 月に設立された。

２．２．１３．ベルギー

ベルギーでは、2001 年 7 月から廃電気電子機器の無償引取りとリサイクルが義務付けられており、そのための非営利組織としてレキュペル（Recupel）が設立された。組織は全体で

１）Recupel ICT：情報通信機器、事務機器
２）Recupel AV：オーディオ機器
３）BW Rec：大型家電
４）Recupel SDA：小型家電
５）Recupel ET&G：電気工具、園芸用機器
６）LightRec：照明設備
７）MeLaReC：医療機器、実験機器

に分かれる。

回収される廃電気電子機器の約 75%は販売業者で引取られ、24%は自治体施設に直接持ち込まれ、自治体の回収コンテナで回収される。自治体施設に回収された廃電気電子機器は Recupel によって引取られ、前述した 6 つに分類されて国内でリサイクルされる。

Recupel の事業資金は、新製品の販売時に徴収されるリサイクル料によって調達される。リサイクル料金が徴収される対象は前述した部門に属する電気電子機器に限定される。リサイクル料金は電気剃刀の 1 ユーロから冷凍・冷蔵庫 20

ユーロとなる。徴収された資金の一部は将来のリサイクルのため、引当金として貯えられている。ただ現在、資金の多くは法律施行前に上市していた、いわゆるヒストリカル・ウエストのリサイクル・処理に回されている。

１）法制化：

廃棄物処理問題の立法権限は、フランドル、ワロン、ブリュッセル首都圏の 3 つの地域にあることから、地域毎に独自に法制化されなければならない。しかし各地域は、法制化において調整している。

(1)フランドル：

まず、2003 年 12 月に廃電気電子機器等を取り扱う廃棄物抑制管理法令が改正され、改正は 2004 年 4 月末に公布された。その他の問題を取り扱う新しい法令も 2004 年 7 月に作成されており、新法令は 2004 年 9 月に公布された。

製品のカテゴリーは、WEEE 指令より 2 つ多い 12 になる。WEEE 指令のカテゴリー6 の電気電子工具が、庭園用工具とそれ以外の工具に二分される。さらに、小物家電と大物家電で家庭用に利用されない製品カテゴリーが新たに設けられた。

最低人口 7 万 5000 人に 1 つの回収場所が要求される。回収義務を満たす販売業者を示すため、販売業者は各販売店に廃電気電子製品引取り義務店の表示を行う必要がある。

2004 年 7 月から、電球はすべて無償引取りされ、照明器具は同等品の購入を条件に無償で引取られる。

住民 1 人当りの回収重量 4kg という目標はすでに達成されているので、2004 年／5kg、2005 年／6kg、2006 年／7kg、2007 年以降／8.5kg という新しい目標が設定された。

(2)ワロン：

製造業者に関連した問題を取り扱うため、製造業者責任命令の改正が 2005 年 4 月 18 日に公布、回収と処理施設に関する命令が 2005 年 3 月 18 日に公布された。

製造業者の定義は、電子メールやインタネットなどで他社に製造させながらも自社ブランドで販売する業者にも拡大される。

販売業者は各販売店に廃電気電子製品引取り義務店の表示をしなければならない。

一般家庭からの廃製品の場合、販売業者は、同等品の購入時に限り、廃製品を無償引取りする。卸売業者は販売業者から廃製品を無償引取りする。製造業者は卸売業者から廃製品を無償引取りを行う。

一般家庭からの廃製品で、製造業者が不明ないし存在しないものは、現製造業者が共同でコストを負担する。

住民 1 人当りの回収重量目標は EU 指令通り、2006 年末まで最低 4kg とされる。

(3)ブリュッセル首都圏：

製造業者責任に関する命令の改正が 2004 年 6 月に成立し、7 月 28 日に公布された。回収と処理施設に関する新しい命令も同時に成立したが、2005 年 6 月 3 日に公布された。

住民 1 人当りの回収重量目標は当初、EU 指令より高く設定されていたが、最終的に EU 指令に準じたものとなった。

２）RoHS 指令について：

RoHS 指令は、2004 年 10 月 12 日の国の命令で、法制化された。

３）登録：

(1)フランドル：

廃棄物管理機関の OVAM（www.ovam.be）に行う。最初の登録は 2005 年 3 月／4 月まで。

(2)ワロン：

廃棄物管理機関の DGRNE（http://mrw.wallonie.be/dgrne）に行う。最初の登録は 2005 年 3 月 31 日まで。それ以降は、翌年の 3 月 31 日まで

(3)ブリュッセル首都圏：

廃棄物管理機関の IBGE（www.ibgebim.be）に行う。最初の登録は 2005 年 3 月 31 日まで。それ以降は、翌年の 3 月 31 日まで。

いずれの地域においても、製造業者はリサイクル保険や封鎖銀行当座勘定、義務を代行する第三者機関の証明書によって資金の保証をしなければならない。

４）回収・実施組織：

前述した Recupel（www.recupel.be）が中心で、同組織には自治体施設の 100% 近くが参加しているほか、約 1000 社弱の製造業者、輸入業者数が加入している。

電池に関しては、2004 年 7 月から BEBAT が回収を行っている。

B2B 製品向けに 5 つの企業が独自の回収、処理を実施する認可を申請した。独自システムの申請は、2005 月 8 月 1 日までとされていたが、いずれの地域も依然として申請を受け付けている。

２．２．１４．ポルトガル

１）法制化：

ポルトガルでは EU 指令が成立する前の 2002 年 1 月に、廃電気電子機器の引取りとリサイクルのための製造業者責任を規制する法律 20/2002 が成立した。同法は、住民 1 人当りの回収重量を 2003 年末までに 2kg とする目標を設定していたが、廃製品を管理するシステムまでは規定していなかった。

EU 指令を法制化するための法規は 2004 年 12 月 10 日に公布された。 製造業者が自治体施設のコストを含め、回収施設での保管、分別回収、処理、リサイクルのコストを負担する。ヒストリカル・ウエストのコストは、製造業者がその市場シェアに応じて負担する。

処理コストの分離表示は法的には求められていないが、表示コストが実際の管理コストを上回らない限り、2011 年 2 月 13 日（製品カテゴリー1 は 2013 年 2 月 13 日）まで認められる。

２）RoHS 指令について：

製品カテゴリー9 は対象とはならない。さらに、2006 年 7 月 1 日にすでに上市されていた製品とそれを修理するための予備品のリユースには、禁止条項は適用されない。

３）登録：

国立廃棄物研究所の委託で、製造者団体と共同実施組織によって設置された ANREE に 2005 年 8 月 13 日までに行う。

対象は、ポルトガル在住の製造業者、輸入業者で、登録した業者はその請求書と納品書に登録番号を表示することが義務付けられる。共同組織に加入する場合も、登録が必要。

４）回収・実施組織：

共同組織への加入は、最低 5 年有効な契約がベースとなる。

産業界は、こうしたシステムを確立するため Amb3E という組織を設置し、すでに認可された。その他、ERP（前述）もポルトガルで事業を計画している。

２．２．１５．ルクセンブルク

１）法制化：

2 つの EU 指令を法制化するため規則が、2005 年 1 年 31 日に公布された。規則は概ね EU 指令に準じ、EU 指令で規定された製品カテゴリーを踏襲しているが、2006 年 7 月 1 日以前に流通した予備品は除外される。

ルクセンブルクの場合、電気電子製品が隣国で購入されるケースが非常に多いので、製造業者の定義が拡大され、他国にベースを置きながらもルクセンブルクで直接製品を販売する製造業者も、同国では製造業者と見なされる。

分別回収、処理などに関する具体的な規定は、関連経済界、官庁、自治体による環境協定の形で定められ、環境協定は 2005 年 10 月 28 日に署名された。

2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品で、一般家庭からの廃製品は、既存の自治体回収施設が回収の中心となり、そこから共同組織が回収することになる。

処理コストの分離表示は 2011 年 2 月 13 日まで認められる（大物家電製品は、2013 年 2 月 13 日まで）。ただし、以下の共同組織 Ecotrel に加入するものは、分離表示が義務付けられる。

２）RoHS 指令について：

EU 指令に概ね準じる。

３）登録：

登録は、2005 年 8 月 13 日までに環境省に行う（www.environnement.publi.lu）。

以下の共同組織 Ecotrel に加入するものは個別に登録する必要はない。

共同組織に加入しない場合、リサイクル保険、封鎖銀行当座勘定などの形で資金保証を得る必要がある。

国外の製造業者は、輸入業者に委託されたものとして登録しなければならない。

４）回収・実施組織：

商工会議所と販売業者団体が 2004 年 2 月、回収・処理システムの管理と支援を行うための非営利組織 Ecotrel を設置した。Ecotrel は現在約 100 社の会員を有し、ルクセンブルクで販売される電気電子機器製品の約 80%をカバーしているものと見られる。そのため、Ecotrel がルクセンブルクでは唯一の共同組織となっている。

Ecotrel の会員になるには、まず商工会議所ないし手工業会議所の会員にならなければならない。

Ecotrel では、2006 年 1 月 1 日から処理コストの分離表示を義務付けている。

２．３．新加盟国

WEEE 指令はもともと、住民 1 人当りの最低回収量 4kg の目標達成期限を 2006 年末（第 5 条第 5 項第 1 文）、部品や材料、素材の再使用、リサイクル率に関する目標達成期限を同じく 2006 年末まで（第 7 条第 2 項）と規定している。しかし新加盟国については、新加盟国の申請に応じて、これらの期限はスロベニアに対しては 12 カ月（2007 年末）、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロバキア、チェコ、ハンガリー、キプロス、マルタ、ポーランドの 9 カ国には 24 カ月（2008 年末）猶予される。

なお猶予期間は、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、スロバキア、チェコ、ハンガリーに関しては 2004 年 3 月 30 日の理事会決定（2004/312/EC）によって、キプロス、マルタ、ポーランドに関しては 2004 年 4 月 26 日の理事会決定（2004/486/EC）によって規定された。

２．３．１．エストニア

１）法制化：

WEEE 指令の法制化は、1998 年の廃棄物法の改正、廃電気電子機器法令の作成、関連規則の作成、改正などによって実施される。

1998 年の廃棄物法が 2004 年 5 月に改正され、製造者責任や製品の定義、保証問題、回収システムの原則などが規定された。さらに同法は 2005 年 7 月 10 日に改正され、中央登録簿の設置が規定された。ただ登録の詳細規則は 2006 年に規定される。

WEEE 指令で規定された適用範囲、情報提供、表示義務、回収目標などに関

しては、2004 年 12 月 24 日に成立した規則で規定され、WEEE 指令で規定された回収目標、リサイクル目標は、2008 年末までに達成するものとされた。

分別回収コストは、すべて製造業者負担となる。そのため、製造業者は自治体業者に契約の形で回収を委託することになる見込み。

２）RoHS 指令について：

2004 年 4 月に法制化された。

３）登録：

登録は、環境省内の環境情報センターに行う（www.ekm.envir.ee）。まだ詳細は確定していないが、登録は 2006 年春までに行うことになる見込み。

４）回収・実施組織：

2004 年 5 月、3 つの産業団体（ITL、貿易業者組合、CECED）は 実施システムを組織することを目的に、EES-Ringlus プロジェクトを立ち上げたが、2005 年 2 月 15 日にすべての製品カテゴリーを取り扱う共同組織 EES-Ringlus が設立された。同組織は、製品カテゴリー1 の 95%、製品カテゴリー3 の 80% その他の製品カテゴリー1 の 60%をカバーするものと予測される。すでに販売業者からの廃製品の回収を開始している。

２．３．２．キプロス

１）法制化：

2 つの EU 指令を法制化する規則(68-2004)が 2004 年 7 月 30 日に成立した。

自治体には廃製品の回収は義務付けられず、分別回収、処理までのすべてのコストが製造業者負担となる。

２）RoHS 指令について：

EU 指令に準じる。

３）登録：

製造業者が農業自然保護環境省の環境サービス部に行う。2005 年 8 月に、登録期限は 2005 年 10 月末と発表された。

４）回収・実施組織：

関連する製造業者はなく、輸入業者、流通・販売業者の多くは中小企業となっている。政府と産業界、商工会議所は検討を重ね、2005 年 8 月に EDHHA という名称のリサイクル組織を設置し、そのコンセプトは 2005 年 10 月に輸入業者等に説明された。輸入業者のうち 16 社が同組織を立ち上げる資金の一部を負担としている。

２．３．３．スロバキア

１）法制化：

改正廃棄物法（733/2004）が 2004 年 12 月 6 日に成立し、製造者責任に関して規定された。2005 年 5 月 19 日に公布された省令（208/2005）は登録、保証、

表示、情報提供に関する詳細を規定している。2005 年 8 月 17 日に成立した命令（388/2005）が回収目標とリサイクル目標を規定、2005 年 8 月 3 日に成立した省令（389/2005）がリサイクル基金の設置を規定している。

製造業者が一般家庭からの回収（直接の回収、回収施設からの回収を含む）、輸送、処理のすべてに責任を負う。

2001 年の廃棄物法 223/2001 はリサイクル基金の設置と、特定の消耗製品と容器包装に関して、製造業者／輸入業者に対して製品税として基金への支払いを規定している。製品税の額は命令 516/2001 で規定され、当該製品や材料の回収とリサイクルに必要と推定される額がその基準となっている。たとえば現在、電気電子製品の製品税は 12 ユーロ／kg で、水銀灯の製品税は 15 ユーロ／kg となっている。

すでに製品税の対象となっている製品の製造業者／輸入業者は現在、リサイクル目標と実際のリサイクル率の差に応じて製品税を基金に支払わなければならない。

２）RoHS 指令について：

RoHS 指令は前述の改正廃棄物法（733/2004）によって法制化され、RoHS 指令後の除外規定は前述の省令（208/2005）によって法制化された。

３）登録：

2005 年 6 月 30 日までに環境省の廃棄物管理部に行う。共同組織に加入しない場合、資金保証が求められる。

４）回収・実施組織：

・Envidom（www.envidom.sk）：

関連業界団体によって 2005 年 3 月 15 日に設置された。製品カテゴリー1 と 2 を取り扱う。

・Ekolamp（www.ekolamp.sk）：

Osram、Philips、GE の国外メーカーによって設立。照明器具、電球（製品カテゴリー5）を取り扱う。

・SEWA（www.sewa.sk）：

製品カテゴリー3（IT 機器）、4（消費者向け電気製品）を取り扱う。関連業界団体によって設立。

・ETALUX：照明器具、電球（製品カテゴリー5）を取り扱う。

また製造業者は、Envi-Geos Nitra、Logos、Enzo、Brantner などの処理業者と個別契約を締結して、回収、処理を行うこともできる。

２．３．４．スロベニア

１）法制化：

2004 年 11 月 4 日に公布された命令（4871）が WEEE 指令の一部を法制化した。また同日に公布されたもうひとつの命令（4863）は廃製品の回収、処理

を行うシステムを設置するため、公共入札を 2005 年はじめに行うことが規定された。

しかし、前述の命令（4871）が 2005 年 6 月 10 日に改正され、登録を 2 段階で行うことと公共入札の実施時期と条件が変更された。現状では、回収目標とリサイクル目標が達成されない場合、公共入札を 2009 年に行うことになる模様。

さらに、2004 年 10 月 22 日に交付された環境製品税令で、10 の製品カテゴリー毎に販売時に製品税を課すことを規定し、製品税を 2005 年 8 月 13 日から課税するとしていた。しかしこの期日は、命令の改正によって 2006 年 1 月 1 日に延期された。なお税額は、環境省によって決定される。

2001 年の法律によって、自治体は 2003 年末までに一般家庭からのゴミを分別回収する回収施設を最低 1 カ所設置することが義務付けられた。そのため、自治体は粗大ゴミなどの引渡し場所や引取りシステムを組織したが、こうした場所では廃電気電子製品、主に白物が引渡されている。

ただ、製造業者が自治体回収施設にコンテナなどを設置することが義務付けられており、その運用が自治体に委ねられることになる。ヒストリカル・ウエストの処理コストは、製造業者の市場シェアに応じて分配される。

法的には、製造業者の責任は 2005 年 8 月 13 日からはじまっているが、実際には廃製品の回収、処理コストの資金回収などは 2006 年にならないと開始されない。なお、製品への表示は 2005 年 8 月 13 日から義務付けられる。

２）RoHS 指令について：

2004 年 11 月 4 日に公布された命令（4871）によって、RoHS 指令が法制化された。

３）登録：

登録は、スロベニア在住の製造業者、輸入業者にだけ認められ、環境都市開発省に行う。なお登録は

(1)2005 年 6 月 30 日まで：

製造業者名、製品カテゴリー、2005 年 6 月 30 日までに市場に出した製品の量

(2)2005 年 12 月 31 日まで：

製造業者の廃製品管理戦略の認可

の 2 段階で行われる。

廃電気電子機器法の作成によって、廃製品に対して環境税が課税させる見込み。

４）回収・実施組織：

スロベニアの大手家電メーカーGorenje が最初の段階で、公共入札する予定であった。環境省は、2 から 6 つの共同組織が設置されることを期待している。

なお現在、以下の組織がある。

・Ekolamp：

前項参照。製品カテゴリー5 を取り扱い、2005 年 8 月 13 日までに 25 の自治体回収施設と 12 の大手販売業者に回収コンテナを設置した。回収された廃製品は輸出される。

・ZEROS：

Geronje、BSH、Avtotehna、LTH、Merkur、Mercator のメーカ／業者が 2005 年 7 月 20 日に設立。すべての製品カテゴリーを取り扱う。2006 年 1 月 1 日からオペレーションを開始。

・Interseroh：

ドイツの大手処理業者で、廃製品の回収を実施する準備をしている。

・Slopak：

容器包装廃棄物の共同実施組織で、廃電気電子製品にも進出する予定。

２．３．５．チェコ

１）法制化：

廃棄物法（185/2001）によって、2003 年 1 月から電球、蛍光灯、冷蔵庫の回収、処理などが規制されていた。廃棄物法は 2005 年 1 月に改正され（7/2005)、WEEE 指令の原則と RoHS 指令が法制化された。WEEE 指令に関しては、実際の規則の詳細は省令の形で規定され、2005 年 9 月の省令（325/2005）は廃棄物管理、資金調達などについて規制し、その他に関しては準備中の段階。

省令は、一般家庭からのヒストリカル・ウエストには製品カテゴリー毎に共同組織を 1 つ設置することを規定しているが、実態として既にいくつかの共同組織が設置されている。

製造業者が自治体の回収施設を利用する場合、分別回収のためのコンテナを提供しなければならない。製品に対する表示は 2005 年 8 月 13 日から義務付けられる。

２）RoHS 指令について：

製品カテゴリー8（医療機器）と 9（計装機器)、2005 年 8 月 13 日以前に市場に出ていた予備品は、禁止条項から除外される。

３）登録：

2005 年 10 月 13 日までに、環境省廃棄物管理部に登録する。共同組織に加入している場合は、共同組織を通して登録。独自に回収、処理を行う場合は、資金保証が要求される。なおそれ以後は、製品を上市する時点で登録する。

４）回収・実施組織：

2005 年 10 月 18 日までの段階で、約 2000 社の製造業者が登録したが、そのうちの約 1700 社は以下の共同組織に加入していた。

・Asekol：

パナソニック、ソニー、フィリップス、JVC など消費者向け電気製品、IT 機器のメーカーによって設立された。製品カテゴリー3、4、7、8、10 の廃製品を

取り扱う予定。
・Ekolamp
欧州照明器具製造者団体（ELC）によって設立された組織。チェコでは、資金が 2005 年夏時点までしか集まらなかった。
・Elektrowin：
電気電子機器産業団によって設立。製品カテゴリー1、2、6 の廃製品の回収を行う予定。
・REMA（www.remasystem.cz）：
IT 機器、消費者向け電気製品の輸入業者、販売業者によって 2005 年 2 月に設立された。製品カテゴリー5 以外の廃製品を取り扱う。
・Retela（www.retela.cz）：
チェコとモラビアで電気電子協会（EIA）によって設立された。製品カテゴリー1、2、4、6 の廃製品を取り扱う。
・AREO：
廃電子製品のリサイクル協会。共同組織ではないが、独自に回収、処理を行う企業などと提携している。

２．３．６．ハンガリー

１）法制化：

2005 年 9 月 23 日に成立した命令（264/2004）が製造業者に対して廃製品の回収、処理を義務付け、処理に関する要求は 2004 年 10 月 8 日に成立した省令（15/2004）で規定された。自治体が回収する場合、製造業者はそのコストを負担することを義務付けられる。

ハンガリーでは 1995 年の法律で、エアコン、家庭用／産業用冷蔵・冷凍庫、製氷機に製品税を課すことが規定された。それによって、廃製品の処理コストを徴収しているわけだが、2002 年後半以降、規定されたリサイクル率が達成されると、製品税を免除する制度が導入されている。この製品税制度を規定する 1995 年の製品税法が改正され（103/2004）、製品税の対象が 2005 年 1 月から EU 指令の製品カテゴリーに拡大された。前述の命令（264/2004）は、この改正製品税法と連結されており、製造業者は廃製品の回収、処理の実施状況に応じてその製品税課税から免除される。

なお、製品に対する表示は 2005 年 8 月 13 日から義務付けられる。

２）RoHS 指令について：

2004 年 10 月 8 日に成立した省令（16/2004）で法制化された。EU 指令に準じる。

３）登録：

中央環境水道局が担当する（www.kvvm.hu）。2005 年 1 月 1 日から登録を開始した。販売業者は登録の必要はない。それに対し、国外の製造業者の登録は

可能。
　独自に回収、処理を実施するものは資金保証が求められる。
４）回収・実施組織：
　共同組織に加入すると、前述の製品税から免除される。
・Electro-Coord Kht.（www.kszgysz.hu/elektrco.htm）：
　2004 年 9 月に電気電子機器産業団と照明器具産業団体によって非営利団体として設立された。2005 年 1 月から回収を開始したが、同年 8 月からは、B2C と B2B のすべての製品カテゴリーを取り扱っている。
・Ökomat Kht.（www.okomat.hu）：
　2004 年 11 月に 12 の自動販売機、おもちゃのメーカーによって設立された。当初、当該の廃製品だけを取り扱っていたが、現在は携帯電話と冷蔵庫を除き、B2C と B2B のすべての製品カテゴリーを取り扱っている。
・Elektro Waste Kht.（www.elektrowaste.hu）：
　IT 機器を取り扱う。
・Re-Elektro Kht.：
　10 社程度の加入がある模様。

２．３．７．ポーランド

１）法制化：
　WEEE 指令は WEEE 法の形で法制化された。WEEE 法は 2005 年 9 月 20 日に公布され、同年 10 月 20 日に施行した。
　製造業者は自治体業者や販売業者によって回収された廃製品を回収する。なお照明器具メーカは、リサイクル共同組織に加入することを義務付けられる。
　ポーランドでは 2002 年から、産業用冷蔵・冷凍庫、ヒートポンプ、電球のリサイクル率を設定して（毎年引き上げられる）、それが達成できない場合に、製品税を課す制度が実施されてきた。同様の制度が WEEE 指令に規定された 10 の製品カテゴリーに適用され、製造業者は 2008 年からリサイクル目標を達成できないと、目標のリサイクル重量と実際のリサイクル重量の差に対して製品税を支払うことになる。
　製品に対する表示は、2005 年 10 月 21 日から義務付けられる。
２）RoHS 指令について：
　2004 年 10 月 6 日に成立した電気電子機器有害物質制限条例によって法制化された。EU 指令に準じる。
３）登録：
　登録は、貿易監督局の主任検査官の管轄となる。ただ、75%の市場シェアを占める共同組織に委託することが認められる。独自に回収、処理を行う場合、2006 年 1 月 1 日までに資金保証が必要となる。
　登録簿は 2006 年 7 月 1 日までに設置され、登録は 2006 年 9 月 30 日まで行

われる。
４）回収・実施組織：
　容器包装のリサイクルでは、製造業者／輸入業者の委託を受けた回収組織が約 40 組織も設立され混乱を招いていることから、政府は設置される回収組織を制限する意向である。
・Elektro-Eko：
　電気電子機器産業団、IT 産業団体、照明器具産業団体が共同で設立。すべての製品カテゴリーを扱う。
・ERP：
　ポーランドでは、地元の処理業者に委託すると発表している。

２．３．８．マルタ
１）法制化：
　WEEE 指令の一部の内容は､2004 年 9 月に施行した環境寄与法によって法制化された。同法は、電気電子機器製品、その他の製品に環境税を課税することを規定している。環境税は最初に売上税付きで製品を購入する場合にだけ課税されるが、当該の廃製品がリサイクルされる限り、担当大臣の承認によって、一部ないし全額が免除される。また、製造業者／輸入業者が当該製品の引取りを行うか第三者に委託すれば、環境税は一部ないし全額免除されることも可能。
　ただ WEEE 指令の内容の多くを法制化するのは廃棄物管理規則で、その草案は 2004 年 10 月 22 日に公開されたが、法制化は管轄官庁の環境省が審議している段階である。
　規則案は製品への表示を開始する期日を明確にしていない。
２）RoHS 指令について：
　2001 年の製品安全法の枠内で制定された電気電子機器有害物質制限規則（396/2004）が 2004 年 8 月 31 日に公布された。EU 指令に準じる。
３）登録：
　マルタ環境計画局が管轄する。ただ、登録簿の設置期日、登録期限などは確定していない。なお、製造業者／輸入業者は登録時に、実施するシステムに関して登録管轄局と詳細について合意書を締結することが義務付けられる。
４）回収・実施組織
　現在、2003 年 1 月に政府によって設置された組織 WasteServ Malta（www.wasteservmalta.com）が廃電気電子製品の回収を行っており、同組織が今後の実施組織／システムを構築していくことになる見込みである。

２．３．９．ラトビア
１）法制化：
　全体で 7 つの法規によって EU 指令が国内で法制化される。特に WEEE 指令

の法制化では、 廃棄物管理法の改正と国家資源課税法の改正が重要。

廃棄物管理法の改正は 2004 年 2 月 19 日、2004 年 12 月 2 日、2005 年 6 月 22 日と行われ、WEEE 指令における製造業者の定義や製品デザイン、一般家庭からの回収、以下の課税免除規則などを規定している。ここで、製造業者が独自の回収、処理を行うための協定を締結するか、共同組織に加入した場合、以下の課税が免除される。

問題の国家資源課税法の改正案では、電気電子機器への課税が計画されている。この種の租税としてすでに容器包装税があり、製造業者がリサイクル率などの法的な義務を満たせば、税率が 80%軽減される仕組みとなっている。政府側は、同様の制度を電気電子機器にも導入したい意向。

２）RoHS 指令について：

2004 年 8 月 17 日に成立した関係閣僚規則（723）で法制化された。

３）登録：

登録を規定する関係閣僚規則が 2005 年 7 月 14 日に公表されたが、修正が必要となり、まだ成立していない。当初の予定では、登録は 2005 年 10 月 1 日までに行う予定であったが、延期された。

なお登録は、環境地質気象庁か関連産業団体、製造業者による共同非営利団体で行うことになる見込み。

４）回収・実施組織：

・Latvia Green Electronics（LZE）（www.lze.lv）：

2004 年 11 月に、電気電子産業団体と電子製造者団体によって設置された。主に IT 機器を取り扱う。他の製品カテゴリーについては審議中。

・PRO：

Philips、Electrolux、Whirlpool などのイニシアチブが共同組織の設置に向けて 2004 年 11 月に設置した組織。

２．３．１０．リトアニア

１）法制化：

廃棄物管理法の改正が 2005 年 6 月 28 日に成立した。改正法は、製造業者に廃製品の回収を１）独自に回収、２）業者に委託、３）独自組織の設置、４）共同組織の設置のいずれかで実施するよう義務付けた。製造業者／輸入業者が回収目標の 4kg を達成することに責任を負う。

その他 WEEE 指令に関し、登録、共同組織の認可、情報の提示、資金保証、自治体との回収システムに関する協定などの詳細を規定する省令が、今後さらに成立する予定。

分別処理（WEEE 指令附属書 II)、処理と保管に関する技術要求（WEEE 指令附属書 III）は、2004 年 9 月 10 日の廃棄物管理規則で法制化された。

２）RoHS 指令について：

2004 年 4 月 22 日の環境省令（V-258）で法制化された。EU 指令に準じる。
３）登録：
環境省ないしその下の環境庁が管轄する。2006 年 1 月から登録の予定であったが、依然として確定していない。
４）回収・実施組織：
・INFOBALT：
製造業者と輸入業者の業界団体 INFOBALT が共同組織設置に向け、IT 機器、消費者向け電気製品の関連団体と交渉中。
・Zaliasis Taskas（ZT））「グリーン・ドット」：
容器包装廃棄物以外に、廃電気電子機器を取り扱うことで検討している。
・Philips、Electrolux、Whirlpool などのイニシアチブが共同組織の設置に向けて 2004 年 11 月にイニシアチブを開始した。

２．４．RoHS 指令の改正

RoHS 指令はその附属書で、2006 年 7 月 1 日以降使用が禁止される 6 つの物質に関し、使用禁止から除外される製品用途を挙げている。これは、6 つの物質を使用せずには技術的に不可能とされる場合、あるいは代替物質があっても代替物質の使用が経済的でない場合である。

また RoHS 指令第 5 条(1)b)は、技術上の問題がある場合や代替物質による環境と人体への影響が大きい場合、除外対象を追加することも認めている。そのため関連産業業界は、RoHS 指令の除外対象とすべき製品用途をさらに 23 件提示してきたことから、EU 委員会は 2004 年 12 月にこの問題で審議を開始し、そのホームページで、関連業界などに対して除外対象の追加を 2005 年 2 月 11 日まで提案するよう求めていた（諮問）。

それに対して、欧州議会は 2005 年 2 月に RoHS 指令の除外規定を抹消し、経済的な理由では除外対象を認めず、RoHS 指令の附属書を RoHS 指令の趣意に添った形で再作成するよう求めた。

その結果、EU 委員会は 2005 年 8 月から 10 月の間に、以下の 3 つの RoHS 指令附属書改正を決定した。

１）2005 年 8 月 13 日の決定（2005/618/EC）：
EU 委員会は 2004 年 9 月 23 日、RoHS 指令で使用が制限される 6 物質に関してその最大許容量を設定する提案を提示していた（Com(2004)606final）。これは、RoHS 指令第 5 条(1)a)が必要に応じて 6 物質の最大許容量を設定することを認めているからで、
・鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB）、ポリ臭化ビフェニルエーテル（PBDE）に対して最大 0.1 重量％

・カドミウムに対して最大 0.01 重量%
が規定された。この最大許容量案は、2006 年 7 月 1 から適用される。
　ここで、その割合の基準になるのは「均質物質（homogenous material）毎」である。ただ、この「均質物質」をどう定義するかが問題となる。EU 委員会の以前の古い案は「機械的に単一物質に分離できないユニット（単体）」と定義している。しかし、欧州の電気電子産業業界団体の ORGALIME は、これを「その機能を破壊することなく、機械的に単一物質に分離できないユニット」と解釈するよう提案している。つまり ORGALIME は、ドライバーなど単純な工具で分解できる程度のユニットと解釈するよう提案している。
　しかし EU 委員会の決定は、「均質物質」について一切定義していない。「均質物質」の定義が削除された根拠は明らかになっていないが、それによって最大許容量を上回ったのかどうかも、明確に判断できない状況になる可能性がある。
　ドイツ政府は 2005 年 1 月に成立した電気電子機器法において、その第 5 条第 1 項で EU 委員会の決定をそのまま適用した。さらに、イギリス、オランダ、フィンランド、スウェーデン、デンマークなども EU 委員会決定をそのまま受け入れており、その他の国々もそれに続くものと見られる。

２）2005 年 10 月 13 日の決定（20057717/EC）：
　この決定によって、除外対象が 2 つ追加され、以下の製品は 2006 年 7 月 1 日以降も使用が認められる。
・ポリマーに利用される Deca-BDE（臭素系難燃剤）
・鉛青銅合金の軸受け金、軸箱

３）2005 年 10 月 21 日の決定（2005/747/EC）：
　鉛とカドミウムに関して、以下が変更された。
〈鉛〉
・高溶融点のもの（鉛が 85 重量%超のすず／鉛はんだ合金）とされていたが、高溶融点のもの（鉛含有率が最低重量 85%のはんだ合金）と変更された。
・サーバー、ストレージ、ストレージアレイのはんだに利用される鉛が 2010 年まで除外されていたが、その期限が撤廃された。
〈カドミウム〉
・指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に準じて禁止された用途を除くカドミウム表面処理となっていたが、指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に準じて禁止された用途を除く電気接点に使われるカドミウム／カドミウム化合物、カドミウム表面処理に変更された。
　さらに、以下が除外対象として追加される。
・ピンコネクターシステム中の鉛

・熱伝導型 C リングモジュールの表面処理材中の鉛
・光学ガラス、ガラスフィルター中の鉛、カドミウム
・接続ピンとマイクロプロセッサパッケージを複数のエレメントで接続するためのはんだ中の含有率重量 80-85%の鉛
・統合回路フリップチップパッケージ内で半導体ダイとキャリアを電気的に安定接続するためのはんだ中の鉛

なお、使用禁止から除外する対象の提案を募集する第 4 次諮問が 2006 年 2 月 11 日まで実施されており、今後順次禁止の除外事例がさらに増えると予想される。